

愛南町ロゴマーク及びキャッチコピー使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、愛南町の地域資源である特産品等のブランド力を向上させ、それらを愛南町の魅力として町内外に発信することを目的に作成した愛南町ロゴマーク及びキャッチコピーを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「ロゴマーク等」とは、愛南町ロゴマーク等デザインガイドライン(以下「ガイドライン」という。)で示す愛南町ロゴマーク及びキャッチコピーをいう。

(ロゴマーク等の使用に関する権利)

第3条 ロゴマーク等の使用に関する一切の権利は、愛南町に帰属する。

(使用方法)

第4条 ロゴマーク等は、別に定めるガイドラインに従って使用しなければならない。

(使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第6条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ愛南町ロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による申請を申請者に代わって、ロゴマーク等を使用しようとする物品(以下「使用対象物」という。)の製造を依頼された事業者等(以下「受注者」という。)が行う場合は、申請書に加え、愛南町ロゴマーク等使用承認申請に係る委任状(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し、申請書の修正や追加書類の提出を求めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承認を要しない。

- (1) 愛南町及び愛南町が構成メンバーとなっている組織が使用するとき。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ、雑誌等に報道目的で使用するとき。
- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (5) その他町長が適当と認めるとき。

(資格要件)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当する者は、ロゴマーク等の使用を承認しない。

- (1) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の承認)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、ロゴマーク等の使用を承認するものとする。

- (1) 愛南町の信用又は品位を害するおそれのあるとき。
- (2) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) ロゴマーク等を使用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (5) 政治、宗教、思想等のための活動に使用するとき。
- (6) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれのあるとき。
- (7) ガイドラインの規定に反して使用するとき。
- (8) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用する場合があるとき。
- (9) 営利目的による使用であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 使用対象物について、その品質、性能等に公的機関の認定等が必要な場合において、当該認定等が得られていないとき。

イ 申請者に町税等の滞納があるとき。

- (10) この告示の目的に反する場合その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められるとき。

2 町長は、ロゴマーク等の使用を承認するときは、愛南町ロゴマーク等使用承認通知書(様式第3号。以下「承認通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 町長は、使用を承認しないときは、愛南町ロゴマーク等使用不承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第9条 ロゴマーク等の使用期間は、原則として2年以内とする。

2 町長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、承認通知書に記載して通知するものとする。

3 前2項の規定による使用期間満了後において、ロゴマーク等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用の承認を受けなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 第8条第2項の規定によりロゴマーク等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けたロゴマーク等の使用内容を変更しようとするときは、愛南町ロゴマーク等使用内容変更承認申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による変更申請を使用者に代わって、受注者が行う場合は、変更申請書に加え、愛南町ロゴマーク等使用内容変更承認申請に係る委任状(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、ロゴマーク等の使用内容の変更を承認する場合は、愛南町ロゴマーク等使用内容変更承認通知書(様式第7号)により、使用者に通知するものとする。

4 町長は、ロゴマーク等の使用内容の変更を承認しないときは、愛南町ロゴマーク等使用内容変更不承認通知書(様式第8号)により、使用者に通知するものとする。

5 第1項の規定による申請については、第6条第3項及び第4項、第7条並びに第8条第1項及び第3項までの規定を準用する。

(使用の廃止)

第11条 使用者は、ロゴマーク等の使用承認期間中にロゴマーク等の使用を廃止したときは、速やかにその旨を愛南町ロゴマーク等使用廃止届出書(様式第9号)により

町長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第12条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第8条第3項の条件に違反したとき。
- (4) その他町長が取り消すことが適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による使用の承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第13条 使用者は、ロゴマーク等の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町が提供する画像データのみを使用すること。
- (2) 承認された内容にのみ使用すること。
- (3) ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 第三者に承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法(昭和34年法律第127号)、意匠法(昭和34年法律第125号)等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
- (6) 承認に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
- (7) 営利目的による使用を行う場合は、原則として、ロゴマーク等の近接に承認番号を明記すること。
- (8) 営利目的による使用を行う場合は、使用対象物の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、当該完成品の提出が困難と町長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の推奨)

第14条 この告示による承認は、使用者、使用対象物等について町が推奨を行うものではない。

(使用の広報)

第15条 町長は、愛南町の魅力として町内外に発信することを目的に使用者、使用対象物等を広報することができる。

(使用状況の報告)

第16条 町長は、必要があるときは、使用者に対し、愛南町ロゴマーク等使用状況報告書(様式第10号)の提出を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第17条 町長は、ロゴマーク等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(苦情等の処理)

第18条 使用者は、使用対象物に関して苦情があったときは、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、町長にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

愛南町ロゴマーク等使用承認申請書

年 月 日

愛南町長 様

所在地
事業者名
(店舗名)
代表者名 ⑩
電話番号

ロゴマーク等を使用したいので、下記のとおり申請します。
また、ロゴマーク等の使用に当たっては、愛南町ロゴマーク及びキャッチコピー使用取扱要綱第7条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
なお、町長が必要と認める場合には、調査することに同意します。

記

使用目的	
使用方法 (具体的に記入)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

【添付書類】

- (1) 企画書等(使用するレイアウト、設計図等使用方法が分かるもの)
- (2) 申請者の概要が分かる書類(パンフレット等)
- (3) 町税等の滞納がない旨の申出書(別紙)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(※以下は、受注者が代理申請する場合のみ)

- (5) 愛南町ロゴマーク等使用承認申請に係る委任状(様式第2号)
- (6) 申請者と受注者との間で、使用対象物の製造受注の実態が分かる書類

別紙

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

住 所

事業者名

(店舗名)

代表者名

㊟

愛南町ロゴマーク等の使用承認申請に当たり、町税等の滞納がない旨を申し出ます。なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	軽自動車税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

様式第2号(第6条関係)

愛南町ロゴマーク等使用承認申請に係る委任状

年 月 日

愛南町長 様

所在地
事業者名
(店舗名)
代表者名
電話番号

印

ロゴマーク等の使用承認申請に係る事務を、下記の者に委任します。

記

(代理申請者)

住所	
事業者名(店舗名)	
代表者名	印
担当者名	
電話番号	

様式第3号(第8条関係)

愛南町ロゴマーク等使用承認通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあったロゴマーク等の使用については、下記のとおり承認します。

記

承認番号	
営利目的による使用 (いずれかに○)	該当する ・ 該当しない
使用方法・使用対象物	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用条件	

【使用上の遵守事項】

- (1) 町が提供する画像データのみを使用すること。
- (2) 承認された内容により使用すること。
- (3) ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 第三者に承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法(昭和34年法律第127号)、意匠法(昭和34年法律第125号)等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
- (6) 承認に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
- (7) 営利目的による使用を行う場合は、原則として、ロゴマーク等の近接に承認番号を明記すること。
- (8) 営利目的による使用を行う場合は、使用対象物の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、当該完成品の提出が困難と町長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

様式第4号(第8条関係)

愛南町ロゴマーク等使用不承認通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあったロゴマーク等の使用については、下記の理由により不承認とします。

記

(理 由)

様式第5号(第10条関係)

愛南町ロゴマーク等使用内容変更承認申請書

年 月 日

愛南町長 様

所在地
事業者名
(店舗名)
代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付けで承認を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

承認番号	
変更内容	
変更理由	

【添付書類】

※ 承認申請に添付したものから変更があったもの限り、その変更後のものを添付すること。

- (1) 企画書等(使用するレイアウト、設計図等使用方法が分かるもの)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(※以下は、受注者が代理申請する場合のみ)

- (3) 愛南町ロゴマーク等使用内容変更承認申請に係る委任状(様式第6号)
- (4) 使用者と受注者との間で、使用対象物の製造受注の実態が分かる書類

様式第6号(第10条関係)

愛南町ロゴマーク等使用内容変更承認申請に係る委任状

年 月 日

愛南町長 様

所在地
事業者名
(店舗名)
代表者名 ⑩
電話番号

ロゴマーク等の使用内容変更承認申請に係る事務を、下記の者に委任します。

記

(代理申請者)

住所	
事業者名(店舗名)	
代表者名	⑩
担当者名	
電話番号	

愛南町ロゴマーク等使用内容変更承認通知書

第 号
年 月 日

(使用者)

様

愛南町長



年 月 日付けで変更承認申請のあったロゴマーク等の使用内容の変更については、下記のとおり承認します。

記

承認番号	
変更内容	

【使用上の遵守事項】

- (1) 町が提供する画像データのみを使用すること。
- (2) 承認された内容により使用すること。
- (3) ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 第三者に承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法(昭和34年法律第127号)、意匠法(昭和34年法律第125号)等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
- (6) 承認に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
- (7) 営利目的による使用を行う場合は、原則として、ロゴマーク等の近接に承認番号を明記すること。
- (8) 営利目的による使用を行う場合は、使用対象物の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、当該完成品の提出が困難と町長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

愛南町ロゴマーク等使用内容変更不承認通知書

第 号
年 月 日

(使用者)

様

愛南町長



年 月 日付けで変更承認申請のあったロゴマーク等の使用内容の変更については、下記の理由により不承認とします。

記

承認番号	
理由	

様式第9号(第11条関係)

愛南町ロゴマーク等使用廃止届出書

愛南町長 様

所在地
事業者名
(店舗名)
代表者名
電話番号

⑩

年 月 日付けで承認を受けたロゴマーク等の使用について、下記のとおり廃止します。

記

承認番号	
廃止理由	
廃止年月日	年 月 日

様式第 10 号 (第 16 条関係)

愛南町ロゴマーク等使用状況報告書

年 月 日

愛南町長 様

所在地
事業者名
(店舗名)
代表者名
電話番号

印

愛南町ロゴマーク等の使用状況について、下記のとおり報告します。

記

使用目的	
使用方法 (具体的に記入)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用状況及びその効果	
添付書類	